

資料

2

83 平成 27 年 3 月 27 日 金曜日 官報

(号外第 69 号)

月三十日までの間は、平成二十七年三月三十日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号）による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定を受けている指定障害者支援施設等において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

介護給付費等単位数表第9の3の注4の加算を算定すべき指定施設入所支援等の施設基準第6の2の人員配置体制加算を算定している場合にあっては当該加算の要件となる人員配置（介護給付費等単位数表第6の2の人員配置）において、「人員配置」という。に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講を受けている者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

（居宅介護従事者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置していること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定を受けている指定障害者支援施設等において、人員配置に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講を予定している者は配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

第七号口中「医療連携体制加算(Ⅴ)」を「医療連携体制加算(Ⅵ)」に改め、同号口を同号ハとし、同号中「指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。」を削り、同号イを同号口とし、同号口の前に次のように加える。

（2）介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第15の1の6の注に規定する者に対する適切な支援を行ったために必要な数の生活支援員が配置されていること。

(2) 指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は第二号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第四条に規定する第二号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シートを作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は第二号研修の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(3) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第二号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この(3)において「研修修了者」という。）の割合が百分の二十以上であること。

ただし、平成二十八年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第三号研修の受講を予定している者（以下この(3)において「研修受講予定者」という。）の割合が百分の十以上である場合（同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち研修受講予定者の割合が百分の二十以上である場合（同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち研修修了者の割合が百分の十以上である場合）以上、かつ、研修受講予定者の割合が百分の十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

○厚生労働省告示第百六十三号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

平成二十七年三月二十七日

○厚生労働省告示第百六十四号
「七百八十一単位」に改め、同号の中「七百九十九単位」を「八百二単位」に改め、同イの(2)中「七百七十九単位」に、平成二十七年三月三十一日を「平成三十年三月三十一日」に、「六十八単位」を「四十八単位」に改め、同号の中「九百五十八単位」を「九百六十単位」に改める。

○厚生労働省告示第百六十四号
児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百六十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

○厚生労働省告示第百六十五号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十二条第一項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

○厚生労働省告示第百六十六号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の四第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支給額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

本文中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

○厚生労働省告示第百六十七号
児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

本文中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

○厚生労働省告示第百六十八号
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十二条の五の三第二項第一号及び第二十二条の五の四第三項第二号の規定（これらの規定を同法第二十二条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療報酬の支給額の算定方法

12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(1)

□ 関係機関連携加算(1)

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通常所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 □については、障害児が就学予定の小学校若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通常所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

医療報酬の支給額の算定方法

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

□ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

相当する単位数

□ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

□により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

医療報酬の支給額の算定方法

二 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

□により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

医療報酬の支給額の算定方法

2の2 事業所内相談支援加算

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通常所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

医療報酬の支給額の算定方法

3の2 事業所内相談支援加算

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通常所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

医療報酬の支給額の算定方法

4の2 事業所内相談支援加算

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通常所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

医療報酬の支給額の算定方法

5の2 事業所内相談支援加算

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通常所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

医療報酬の支給額の算定方法

6の2 事業所内相談支援加算

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通常所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

医療報酬の支給額の算定方法

7の2 事業所内相談支援加算

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通常所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

医療報酬の支給額の算定方法

医療報酬の支給額の算定方法

8の2 送迎加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に對して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

8の3 保育職員加配加算

注 保育機能の充実を圖るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

医療報酬の支給額の算定方法

9 延長支援加算

イ 肢体不自由児の場合

□ 延長時間1時間未満の場合

□ 延長時間2時間以上の場合

□ 重症心身障害児の場合

□ 延長時間1時間未満の場合

□ 延長時間2時間以上の場合

□ 延長時間1時間未満の場合

医療報酬の支給額の算定方法

31単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に對して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

50単位

注 保育機能の充実を圖るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

医療報酬の支給額の算定方法

61単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に對して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

92単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に對して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

128単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に對して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

192単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に對して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

256単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に對して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

口 重症小身障害児の場合

- (1) 延長時間1時間未満の場合
 - (2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合
 - (3) 延長時間2時間以上の場合

注別に厚生労働大臣が定める施設基準に

課後等デイサービス事業所等において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に対し、就学児等の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

關係機制運算加算(I)

関係機関連携加算(II)
200単位
注1 イについては、就学児等が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ

通所給付決定保険者の同意を得て、当該就学・就労等に係る放課後等デイサービスに計画的に取り組む会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。
2 口について、就学・就労等が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保険者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

相当する単位数
口 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の33に
相当する単位数

八、福祉・介護職員待遇改善加算(Ⅳ) 口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
元帳紙によるものと異なる場合は、その差額を支給する。
二 福祉・介護職員待遇改善加算(Ⅴ) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第3の12号
別表第4の1-2号 [1912単位] や [1916単位] は略々、図面の右一の次に次の並びに記載。
1の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指

375単位を所定の卓立数に加算する。
同表第4の1の社の卓立数の増減によるもの。

* 別に専門力認入は必ずしものでないが専門力等、自己の専門知識と実務実験の問題、指導員（指定通所基準第73条に規定する訪問支援員をいう。）が指定保健所等訪問支援を行つた場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)	1 及び 2 により算定した単位数の1000分の58に相当する
単位数	
口 福祉・介護職員処遇改善加算(II)	1 及び 2 により算定した単位数の1000分の32に相当する
単位数	
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)	口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 医療費等の支給の多く次のものと見れます。 二 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

○厚生労働省告示第百六十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二第十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

児童福祉法（昭和二十一年法律第六十四号）第十四条の二第一項第一句（同法第二十一条の二第一項第一句に付する規定の適用の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第三百一十九号）の一部を次のように改定し、平成二十七年四月一日から適用する。）

認定基準に「7単位」や「10単位」、「別に厚生省の大綱が定める基準に適合する」を加え、回のうち「7単位」や「10単位」、「4単位」や「7単位」、「8単位」の間に次のようないくつかの次のように加えねば

ハ 福祉専門職員配置等加算[II]
医療報酬→の付一冊「又は介護福祉士」や「介護福祉士又は精神保健福祉士」と「100分の25.5分」を「100分の35」に替へて「口」や「ハ」となる「福祉専門職員配置等加算[II]」の上、「又は口の福祉専門職員配置等加算[II]」を用べ、画線のを画へる姓のとし、画への姓の次に次のよ

*厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、附注4の(1)に規定する者に対し、別に厚生労働大臣が定める其種別に該当する指定障害児入所施設を行つた場合に、1日につき1単位を所定額

別表第2の-1の注6の次に次のように加える。
位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）

に所定の単位を加算する。心理担当職員記録用紙として、1日につけた単位を所定の単位へ加算する場合に、心理担当職員記録用紙として、1日につけた

八 福祉専門職員配置等計算表

「介護報酬の3%は母子扶養控除の範囲に該当する。」とおもて同じ。なぜか、文末の母子扶養控除の「母」を「父」に読み替えたのである。

さされている従業者又は指導労務支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出せば、医療機関は原則として該該の規則を遵守する義務がある。

た場合に、1日につき単車位数を算計する。ただし、この場合において、イの福澤専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

医療機関の担当者たゞし書類を次のものに沿わる。
ただし、当該署名が、1のロ又はニを算定している場合であつて入所中の場合又は退所後に他の

する単位数
株式・介護職員待遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当

ハ 極端な事例を除き、各年別に算定した単位数の90%に相当する単位数

二 ○ 土生抗酸和形版四叶附
福社・介護職員待遇改善計算(Ⅳ) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

五十一条の十四第三項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第

厚生労働大臣 塩崎 恭久
平成二十七年三月二十七日

別表第一の二 [2,313単位] や [2,323単位] は略す。回一の二の次のよひに取扱ふ。

1の2 初回加算

注 指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算する。
別表第一の二 [障害福祉サービスの体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。] を削除する。回一の二の二 [「(体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。)」を削除する。別表第二の二 [30単位] や [302単位] や [703単位] や [705単位] は削除する。

○厚生労働省告示第百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百一十一号)第十五条の十七第二項の規定に基いて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に關する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百四十五号)の一部を次のものに改め。平成十七年四月一日から適用する。

平成十七年四月一日から適用する。

別表第一の二 [11,004単位] や [11,006単位] や [11,007単位] は略す。別表は次のよひに取扱ふ。

3 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所(指定基準第3条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。)は、1月につき所定単位数を加算する。

○厚生労働省告示第百二十一号

児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)第十一回条の二十九第一項の規定に基いても、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に關する基準(平成十四年厚生労働省告示第百四十九号)の一部を次のものに改め。平成十七年四月一日から適用する。

別表第一の二 [1,606単位] や [1,611単位] や [1,306単位] や [1,310単位] は略す。別表は次のよひに取扱ふ。

3 初回加算

注 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画(法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画をいう。)を作成する障害児相談支援事業者に対して、指定障害児支援利用計画を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

4 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所(指定基準第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。)は、1月につき所定単位数を加算する。

○厚生労働省告示第百二十一号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に關する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に關する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に關する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号)の一部を次のように改め。平成十七年四月一日から適用する。

別表第一の二 [11,007単位] は略す。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第八号の表を次のよひに改める。

500単位

割合

支 援 の 種 類

一級地

児童発達

指定児童発達支援事業所(児童発達支援事業所セシナードであるものに限る)において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千百十八
当該児童発達支援事業所(以下「指定児童発達支援事業所等」といいう)において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

指定児童発達支援事業所(児童発達支援事業所セシナードであるものに限る)において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十八
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
当該施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七

二級地									
障害児入所支援		指定福祉型障害児入所施設において行う場合		指定医療型障害児入所施設において行う場合		主として肢体不自由のある児童を入所させる場合		当該施設における指定期設施が単独で行う場合	
場所設施において行う場合		(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)		(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)		千分の千百八		千分の千百十六	
主として自閉症児を入所させる場合	合さざる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十四	千分の千百十四	千分の千百八	千分の千百十六
お障で設又は主として行う場合	当該施設が単独で設けられる指定期設施に型施設	当該施設が主たる指定期設施に併設する場合	当該施設が主たる指定期設施に併設する場合	当該施設が主たる指定期設施に併設する場合	当該施設が主たる指定期設施に併設する場合	千分の千九十三	千分の千九十四	千分の千九十五	千分の千九十六
千分の千九十二	千分の千九十三	千分の千八十四	千分の千九十三	千分の千九十四	千分の千九十五	千分の千九十四	千分の千九十五	千分の千九十六	千分の千九十七

		所定福祉型障害児入所施設において行う場合										障害児入所支援			
		所定福祉型障害児入所施設において行う場合										指定児童発達支援			
四級地		障害児相談支援										指定医療型障害児入所施設において行う場合			
支援	児童発達	指定医療型障害児入所施設において行う場合	(指定児童発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として肢体不自由のある児を入所させる場合											
わせる場合	心身障害児を通わせる場合	心身障害児を通わせる場合	心身障害児を通わせる場合	千分の千九十一	千分の千七十四	千分の千七十八	千分の千七十九	千分の千八十三	千分の千八十一	千分の千七八	千分の千八十一	千分の千七十二	千分の千七十九	千分の千八十一	千分の千七十三
わせる場合	心身障害児を通わせる場合	心身障害児を通わせる場合	心身障害児を通わせる場合	千分の千九十一	千分の千七十四	千分の千七十八	千分の千七十九	千分の千八十三	千分の千八十一	千分の千七八	千分の千八十一	千分の千七十二	千分の千七十九	千分の千八十一	千分の千七十三

		所定福祉型障害児入所施設において行う場合										医療型児童発達支援		指定児童発達支援	
		所定福祉型障害児入所施設において行う場合										医療型児童発達支援		指定児童発達支援	
四級地		所定福祉型障害児入所施設において行う場合										医療型児童発達支援		指定児童発達支援	
支援	児童発達	指定医療型障害児入所施設において行う場合	(指定児童発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として肢体不自由のある児を入所させる場合											
わせる場合	心身障害児を通わせる場合	心身障害児を通わせる場合	心身障害児を通わせる場合	千分の千九十一	千分の千七十四	千分の千七十八	千分の千七十九	千分の千八十三	千分の千八十一	千分の千七八	千分の千八十一	千分の千七十二	千分の千七十九	千分の千九十一	千分の千七十二
わせる場合	心身障害児を通わせる場合	心身障害児を通わせる場合	心身障害児を通わせる場合	千分の千九十一	千分の千七十四	千分の千七十八	千分の千七十九	千分の千八十三	千分の千八十一	千分の千七八	千分の千八十一	千分の千七十二	千分の千七十九	千分の千九十一	千分の千七十二

		七級地		主として自閉症児を入所させ る場合									
		支援児童発達 (指定児童発達支援医療機関において行う場合を含む。)		主として自閉症児を入所させ る場合									
指定児童発達支 援事 業所等におい て行う場合		指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定児童発達支援医療機関において行う場合を含む。)		主として自閉症児を入所させ る場合									
主として重症心身障害児を通 わせる場合	主として重症心身障害児を通 わせる場合	主として重症心身障害児を通 わせる場合	主として重症心身障害児を通 わせる場合	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児
千分の千	千分の千六十一	千分の千四十八	千分の千六十一	千分の千五十九	千分の千五十六	千分の千五百一	千分の千六十一	千分の千六十四	千分の千六十二	千分の千六十五	千分の千六十二	千分の千六十五	千分の千六十一

		放課後等デイサービス											
		指定福祉型障害児入 所施設において行う											
障害児相談支援 (指定児童発達支援医療機関において行う場合を含む。)		主として重症心身障害児を通 わせる場合											
主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児	主として肢体不自由のある児
千分の千四十八	千分の千	千分の千四十九	千分の千五十二	千分の千四十九	千分の千四十八	千分の千四十九	千分の千四十八	千分の千四十九	千分の千四十四	千分の千四五	千分の千四五	千分の千六十一	千分の千四十八

八級地

障害児 支援 入所	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合)	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合)											
主として自閉症児を入れる場合	合設社設が当該施設で障害児を入所させる場合	主として自閉症児を入れる場合	合設社設が当該施設で障害児を入所させる場合	主として自閉症児を入れる場合	合設社設が当該施設で障害児を入所させる場合	主として自閉症児を入れる場合	合設社設が当該施設で障害児を入所させる場合	主として自閉症児を入れる場合	主として自閉症児を入れる場合	主として自閉症児を入れる場合	主として自閉症児を入れる場合	主として自閉症児を入れる場合	主として自閉症児を入れる場合	主として自閉症児を入れる場合
千分の千四十二	千分の千四十三	千分の千三十九	千分の千四十三	千分の千四十三										

障害児 支援 入所	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合)	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合)											
主として自閉症児を入れる場合	合設社設が当該施設で障害児を入所させる場合	主として自閉症児を入れる場合	合設社設が当該施設で障害児を入所させる場合	主として自閉症児を入れる場合	合設社設が当該施設で障害児を入所させる場合	主として自閉症児を入れる場合	合設社設が当該施設で障害児を入所させる場合	主として自閉症児を入れる場合	主として自閉症児を入れる場合	主として自閉症児を入れる場合	主として自閉症児を入れる場合	主として自閉症児を入れる場合	主として自閉症児を入れる場合	主として自閉症児を入れる場合
千分の千三十七	千分の千三十七	千分の千三十三	千分の千三十七	千分の千三十六	千分の千四十六	千分の千三十六	千分の千四十六	千分の千四十六	千分の千四十六	千分の千四十六	千分の千四十六	千分の千四十六	千分の千四十六	千分の千四十六

保育所等訪問支援				医療型児童発達支援 (指定児童発達支援医療機関において行う場合を含む。)	放課後等デイサービス	わざる場合として重症心身障害児を通わせる場合を除く。	指定児童発達支援 業所等において行う場合	センターやある支援を行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	指定児童発達支援 業所等において行う場合	センターやある支援を行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	十級地			主として盲児を入所させる場合	主として盲児を入所させる場合	主として盲児を入所させる場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

十一級地		障害児相談支援										所支援助入
児童発達支援		セミンタ(児童発達支援)における達支援を行ふ場合										場所指定福
指定医療型障害児入所施設		(指定発達支援医療機関)										にいわゆる型障害児
主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として肢体不自由のある児	主として所をさせられる場合									
千分の千三十	千分の千三十九	千分の千三十一	千分の千三十二	千分の千三十一	千分の千三十一	千分の千三十一	千分の千三十一	千分の千三十一	千分の千二十八	千分の千二十九	千分の千三十一	千分の千二十八

五級地	奈良県	兵庫県	大阪府	吹田市、寝屋川市、箕面市、高石市
茨城県	守谷市	宝塚市		
千葉県	千葉市、習志野市、八千代市			
東京都	青梅市、東村山市			
愛知県	豊明市			
茨城県	大坂府	池田市		
埼玉県	水戸市、土浦市			
千葉県	鶴ヶ島市			
東京都	市川市、松戸市、富津市、四街道市			
神奈川県	相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、座間市、			
三重県	鈴鹿市			
滋賀県	大津市、草津市			
京都府	京都市			
大阪府	堺市、豊中市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、大東市、摂津市、			
兵庫県	神戸市、尼崎市			
奈良県	奈良市、大和郡山市			
広島県	広島市、府中町			
福岡県	牛久市			
茨城県	日立市			
埼玉県	新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町			
京都府	京田辺市			
大阪府	羽曳野市			
千葉県	佐倉市、市原市			
神奈川県	平塚市、寒川町			

九級地	愛知県	三重県	滋賀県	愛知県	西尾市、知多市
埼玉県	古河市、ひたちなか市				
栃木県	宇都宮市				
千葉県	仙台市				
埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、狭山市、越谷市、				
静岡県	蕨市、戸田市、入間市、三郷市				
山梨県	甲府市				
神奈川県	秦野市、伊勢原市、葉山町				
静岡県	静岡市、沼津市、御殿場市				
愛知県	瀬戸市、碧南市、大府市				
三重県	津市				
滋賀県	守山市				
京都府	宇治市、亀岡市				
大阪府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、大阪狭山市、忠岡町、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、大和高田市、権原市				
奈良県	多賀城市				
宮城県	大和高田市、権原市				
茨城県	龍ヶ崎市				
埼玉県	坂戸市				
神奈川県	小田原市				
愛知県	みよし市				
大阪府	柏原市、交野市				
福岡県	春日市、福津市				
栃木県	大田原市				
群馬県	高崎市				
埼玉県	春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、鳩山町、杉戸町				
千葉県	野田市、東金市、流山市、酒々井町、栄町				

滋賀県	長浜市	長野県	三浦市、二宮町
岐阜県	岐阜市	岐阜県	塩尻市
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、袋井市	愛知県	岡崎市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、弥富市、豊山町
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、小牧市、稻沢市、東海市、知立市、愛西市	三重県	桑名市
三重県	名張市、伊賀市	滋賀県	彦根市
滋賀県	向日市、長岡京市、木津川市	京都府	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、太子町
京都府	明石市	大阪府	兵庫県
大阪府	奈良県	奈良県	和歌山県
和歌山県	香芝市、王寺町	香芝市	和歌山市、橋本市
香芝市	福岡県	福岡県	高松市
福岡県	北海道	香川県	札幌市
北海道	札幌市	香川県	太宰府市、新宮町、柏原町
札幌市	栃木県	高松市	筑西市
栃木県	茨城県	筑西市	鹿沼市、小山市
茨城県	宮城県	鹿沼市	前橋市、太田市
宮城県	群馬県	前橋市	八街市
群馬県	埼玉県	太宰府市	武藏村山市
埼玉県	千葉県	武藏村山市	武藏村山市
千葉県	東京都	武藏村山市	富山市
東京都	千葉県	富山市	富山市
千葉県	福井県	富山市	長野市、松本市、諏訪市
福井県	長野県	長野市	大垣市、多治見市、美濃加茂市
長野県	岐阜県	大垣市	岐阜市
岐阜県	岐阜県	岐阜市	岐阜市
岐阜県	静岡県	静岡市	静岡市
静岡県	愛知県	愛知市	愛知市
愛知県	三重県	三重市	三重市
三重県	滋賀県	滋賀市	滋賀市

第十一号の次に次の二号を加える。
十一の二 通所給付費等単位数表第

第四号の二の規定を準用する。
第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 通所給付費等単位数表第4の1の保育所等訪問支援給付費の注1の2の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準する者又は障害児入所施設その他のこれに準する施設の従業者若しくはこれに準する者で

あつて[丁]の期間が通算して五年以上であるもの又は[丁]の期間が通算して十年以上であるものを配置してゐるといふ。

（イ）
発達支援管理責任者として、竹井義治氏（元理賃責任者若しくは心理指導担当職員として、配属された日以後、障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準する業務に従事した期間

(二) 障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

に相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであることを。

第十三号の次に次の一号を加える。
十三の一、入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の2の厚生労働大臣が

定める施設基準
福智型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（宿宅介護従業者養成研修）

本研修院によるものに記載のある内容以上での研修をレポート提出の形で証明書を修了した者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。

第十四号中「福祉型障害児入所給付費」を「福祉型障害児入所施設給付費」に、「からへまで」を「イからへまで」に改め、本をへとし、二を本とし、へを二とし、口の次に次のよう加える。

ハ
福島県障害児入所施設の従業者のうち研修度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受けた者の課程を修了し、当該研修見習入所施設の従業者のうち研修度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受けた者の課程を修了し、以上記置し、支装計画を行つた等を作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの者は、

平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第百六十九号)による改正前の入

所給付費単位数表第1の1の福社型障害児入所施設給付費の注7の強度行動障害児特別支援加算の算定を受ける指定福社型障害児入所施設において、强度行動障害児特別支援者養成研修（実践研修）を受けている場合に適用するうえ、强度行動障害児特別支援者養成研修（実践研修）

〔第十五回〕「福社型障害児入所給付費」を「福社型障害児入所施設給付費」に改め、第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二、入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の2の厚生労働大臣が定める施設基準による。

第十三号の二の規定を準用する。
十八の三 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 次のイからニまでに掲げる基準のいすれにも適合すること。
イ-1 指定入所基準第五十二条第一項に定める従業員の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配

置して指示すること。
□ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程をもつて卒業した者であつて、個人又は集団の問題解決の技術と専門知識を有する者である。

二 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所が認めた障害児が五人以上いること。
ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

○厚生労働省告示第百七十八号
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める算定基準の改正の基準、定義者の員数の基準及び苦情等に関する寺間並びに所定単立数に乗じる割合を平

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	百分の八十五
かに該当する場合	乗じる所定大臣が定める所定単位数に
(1) 指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれであること。 運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。	(1) 指定児童発達支援事業所の場合にあつては、指定通所基準第三十七条に規定すること。 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては、指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定すること。 定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。
指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	(2) 指定児童発達支援事業所の場合にあつては、指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては、指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定すること。 定められている営業時間が四時間未満であること。
第二号口の表を次のよう改める。	
厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	百分の七十
指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の八十五
(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては、指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては、指定通所基準第六十条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
(2) 指定発達支援医療機関の場合にあつては、指定医療型児童発達支援を行ふのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間以上六時間未満であること。	百分の七十
指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の八十五
(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては、指定通所基準第六十条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては、指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
(2) 指定発達支援医療機関の場合にあつては、指定医療型児童発達支援を行ふのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間以上六時間未満であること。	百分の七十
指定発達支援医療機関の場合にあつては、指定医療型児童発達支援を行ふのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間以上六時間未満であること。	百分の八十五

第三号ハの表を次のように改める。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合	厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準
百分の八十五	(1) 指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第三十七条に規定する運営規程により読み替えて適用される指定通所基準第三十七条に規定すること(授業の終了後に行う場合を除く) (2) 第七十一条の四において準用する指定通所基準 營規程に定められたる営業時間が四時間以上六時間未満であること。 (授業の終了後に行う場合を除く) 指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められたる営業時間が四時間未満であること。(授業の終了後に行う場合を除く) (2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の四において準用する指定通所基準第三十七条に規定すること(授業の終了後に行う場合を除く) 第七十一条の四において準用する指定通所基準第三十七条に規定すること(授業の終了後に行う場合を除く) 営規程に定められたる営業時間が四時間未満であること。(授業の終了後に行う場合を除く) いすれかに該当する場合

百分の七十

○ **厚生労働省告示第二百七十九号**
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号)及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という)を「通所給付費等単位数表」に改め、同号を第一号の一とし、同号の前に次の二号を加える。

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十一号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という)第一号中「児童福祉法に基づく指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という)」を加え、同号の(3)に次のたゞし書を加える。
たゞし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

第二号イの(7)を次のように改める。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること。

(二) ハの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又是研修の機会を確保していること。

四 (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。
第二号イの(8)中「平成二十年十月」を「平成二十七年四月」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ 福祉・介護職員待遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(2) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又是研修の機会を確保していること。

ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(2)
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ロの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(3)
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(4)
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(5)
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(6)
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(7)
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(8)
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(9)
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(10)
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(11)
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(12)
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(13)
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

第十一号の規定を準用する。

年厚生労働省告示第二百二十三号別表障害児入所給付費単位数表(以下「入所給付費単位数表」といふ。)を「入所給付費単位数表」に改め、第十六号の次に次の二号を加える。

十六の二 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2の厚生労働大臣が定めた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが支援を行なうこと。

第十三号中「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号別表障害児入所給付費単位数表(以下「入所給付費単位数表」といふ。)」を「入所給付費単位数表」に改め、第十六号の次に次の二号を加える。

十六の二 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2の厚生労働大臣が定めた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が支援を行なうこと。

○厚生労働省告示第百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支授するための活動に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百五十号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め 平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日 厚生労働大臣 塩崎恭久
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要

厚生労働大臣 塩崎恭久
厚生労働省に基づく指定計画相談支援の基準

障害児支援利用計画を作成する月の前六月間において、障害児通所支援（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。）又は障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合

障害児相談支援給付費単位数表第4の注の厚生労働大臣が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

専ら指定障害児相談支援法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。
以下同じ。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。）第三条に規定する相談支援専門員をいう。二において同じ。）を三名以上配置し、かつ、その

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 専ら指定計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（平成十

七年法律第二百二十三号。以下「法」という。第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう)の提供に当たる常勤の相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準)(平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という)第三条に規定する相談支援専門員をいう。二において同じ)を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修(指定計画相談支

援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百一十七号）第一号に規定する相談支援従事者現任研修をう。二において同じ。）を修了していること。

利用者に関する情報又はサービス情報を当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会話を定期的に開催すること。

ること。
二 指定特定相談支援事業所（指定基準第三条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）の新規に

専門員の同行による研修を実施すること。第一回で見えたる基今日資本主義ノンノーマル。

おいて同じ)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。

○厚生労働省告示第百八十一号
ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

労働省告示第百二十六号の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定定期障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のようて定め
平成二十七年四月一日

から適用する。
平成二十七年三月二十七日
厚生労働大臣 塩崎 恒久

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働大臣が定める基準)

生労省告示第百二十六号別表障害児相談支援給付費単位数表（以下、「障害児相談支援給付費単位数表」という。）第3の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準の支援の利用にても適合すること（昭和二十一年法律第六百四十四号。以下「法」という。）

児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」）をいう。口において同じ）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」）をいう。口において同じ）を行つた場合

原譜